

宇城市小中学校学習支援ソフトウェアライセンス利用仕様書

1 件名

宇城市小中学校学習支援ソフトウェアライセンス利用

2 目的

デジタル技術の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、教育現場においても、オンライン学習の導入やデジタル教材の利用拡大など教育環境が大きく変化しており、文部科学省が推奨する「協働的な学び」や「個別最適な学び」の実現と、新学習指導要領に基づいた教育の実施が、現代社会における教育の質の向上にとって重要となっている。

このような背景の下、授業支援システム、AI デジタルドリル及び学習 e ポータル（以下「学習支援ソフトウェア」という。）の導入は、児童生徒にとって、多様な他者と協働しながら異なる考えを理解し、主体的な学びを可能にするとともに、個々の習熟度に合わせた学習が可能となる。また、教職員にとっては、個々にあった指導が可能になるほか、授業の事前準備や採点等に係る業務が効率化され、児童生徒への対応時間の確保や授業の質・量の両面での充実が期待できる。

このことから、宇城市（以下「貸借人」という。）は、学習支援ソフトウェアを導入し、児童生徒一人一人が自分の能力を最大限に発揮できる「協働的な学び」と「個別最適な学び」の環境を提供することとともに、教職員の業務負担軽減等による働き方改革や校務 DX を推進することを目的とする。

3 履行場所

(1) 宇城市立小中学校（17校）

※ 詳細は、別紙1「対象学校一覧」を参照。

(2) 児童生徒の自宅

※ 自宅の Wi-Fi 環境や貸借人から貸し出すモバイルルーターにより通信する想定。

4 履行期間

(1) 準備期間

契約締結日の翌日から令和8年1月31日まで

※ 準備期間に係る費用は事業者（以下「賃貸人」という。）が負担すること。

(2) 利用期間

令和8年2月1日から令和13年3月31日まで（62か月分）

5 前提条件

(1) 仕様書の性質

本仕様書は、本件の最低限度の内容を示したものである。

賃貸人とプロポーザル方式による随意契約を予定するが、プロポーザルの際に賃貸人から本仕様書に記載されていない内容の提案があり、その賃貸人と契約することが決定し、当該提案内容が適切であると賃借人が判断した場合、予算の範囲内で賃貸人はその提案を誠実に実行することとする。

6 導入環境

(1) ライセンス数

- ア 小中学校児童生徒 4, 430 ライセンス
- イ 教職員 400 ライセンス
- ウ 管理者用アカウント 22 ライセンス (学校17、教育委員会5)

7 履行内容

(1) 学習支援ソフトウェアの提供

次に示す機能を満たしたソフトウェアを提供すること。

ア 共通機能要件

学習支援ソフトウェアの共通機能要件は、次のとおりである。

(ア) 次の環境で動作すること

a 対応デバイス

Windows 端末、ChromeOS 端末

b OS

Windows10、11 及び ChromeOS

c ブラウザ

Google Chrome 及び Microsoft Edge

(イ) ASP 版 (クラウドサービス) で提供され、インターネットを通じてアクセスでき、メンテナンスを除き 365 日利用できること。

(ウ) インストールが不要な Web 型のサービスであること。

(エ) Google アカウントに紐づけて利用できること。

(オ) 日本語対応の操作画面であること。

(カ) 基本的にカスタマイズを要しないソフトウェアであること。また、定期的にバージョンアップを行い、最新の状態を保つこと。

(キ) UI (ユーザーインターフェイス) が、児童生徒や教職員にとって使いやすいものであること。

イ 授業支援システム機能要件

別紙2「授業支援システム機能要件一覧」の必須要件を満たすこと。

ウ AI デジタルドリル機能要件

別紙3「AI デジタルドリル機能要件一覧」の必須要件を満たすこと。

エ 学習 e ポータル機能要件

(ア) 次の機能を要件とする。

a 学習の窓口機能

多様な学習リソース(デジタル教科書・教材、各種ソフトウェアなど)と互換性のあるデータを学習 e ポータルで一覧的に可視化して活用することができる機能があること。

b 連携のハブ機能

シングルサインオン等、学習リソースの利活用を促進する連携のハブ機能があること。

c 文部科学省システム (MEXCBT) へのアクセス機能

文部科学省が運用する公的 CBT プラットフォーム (MEXCBT) へアクセスする機能があること。

(イ) 学習 e ポータル標準モデルに準拠して開発されたソフトウェアであること。詳細は、次に示すホームページで確認すること。

<https://ictconnect21.jp/document/eportal/#standard>

オ その他

(ア) 学習支援ソフトウェアの連携により、児童生徒及び教職員が、より便利かつ負担なく利用できる環境を実現すること。また、児童生徒の学びや活動の支援につながるよう連携した各ソフトウェアが保有する学習記録等のデータをダッシュボード機能等により分析及び一覧化できること。

(イ) 「2 目的」を達成できる学習支援ソフトウェアを提供すること。

(2) 利用支援

ア 教職員研修

(ア) 導入研修

利用開始前に各学校において対面にて学習支援ソフトウェアの操作説明や利活用方法について研修を実施すること。また、具体的な研修内容や研修時期は、賃借人と協議のうえ、決定すること。

なお、研修時期は、本学習支援ソフトウェアを令和 7 年度導入予定の小中学校タブレット (GIGA スクール児童生徒用タブレット) にて利用するため、本タブレットの納入時期により決定することに留意すること。納入時期は、令和 7 年 12 月末を予定している。

(イ) 操作・利活用研修

利用開始後も最低年 2 回以上は各学校において研修を実施すること。

なお、研修方法 (対面・Web) や研修時期は、賃借人と協議のうえ、決定すること。

また、令和 7 年度更新予定の ICT 支援員 (各校に月数回訪問予定) と協力して実施すること。

(ウ) 上記(ア)、(イ)の研修は、動画撮影を可能とすること。また、撮影動画については、学校関係者が常時閲覧可能とすること。

(エ) 操作練習環境について

令和 7 年 12 月から利用開始まで、希望する教職員等が導入する学習支援ソフトウェアの操作練習を行うための環境を整備すること。

なお、どのような操作練習を行っても、利用環境に影響がないようにすること。

イ 資料提供・利活用方法の提供

(ア) マニュアル等資料の提供

学習支援ソフトウェアの基本的な操作方法や機能についてのマニュアルを提供すること。

また、必要に応じて操作場面や機能ごとに動画やチラシ等を使用した教職員が理解しやすい資料を提供すること。

(イ) 具体的な活用事例や効果的な活用方法の提供

「2 目的」を達成できるような学習支援ソフトウェアの代表的な利活用事例や各種機能の効果的な活用方法を小中学校それぞれにおいて提供すること。

(3) 問合せ対応

ア 対応内容

契約締結後から学習支援ソフトウェアの操作方法や障害、トラブル等に係る問合せに対応すること。また、サポート体制表を提出すること。

イ 対応方法

次に示すサポート窓口を提供すること。

(ア) 電話

平日の午前9時30分から午後5時まで、電話による問合せに対応する窓口を設置すること。

(イ) メール又はフォーム

問合せ可能なメールアドレス又はフォームを用意すること。

なお、上記(ア)に記載した時間以外の手合せは翌営業日に一次回答を行うこと。

ウ 障害発生時の対応

賃貸人は、賃借人から障害発生の手合を受けたとき、又は賃貸人が障害を検知したときは、直ちに障害内容、影響範囲、回復見込み等を報告の上、原因を究明し、速やかな復旧に努めること。

なお、復旧後に復旧までの経緯や再発防止策を文書にて賃借人に報告すること。

(4) 設定及び導入支援

導入する学習支援ソフトウェアが正常に稼働するよう環境構築等の設定や賃借人等に対する導入支援を行うこと。

(5) 進捗管理等

本件が問題なく導入できるよう利用開始までに進捗管理等に係る次に示す作業を行うこと。

ア 実施計画書（スケジュール、課題管理、作業体制図等）を作成し、賃借人の承認を得ること。

イ 利用開始前に、賃借人の環境で学習支援ソフトウェアが正常に稼働することを確認すること。

ウ 本件において賃借人と打合せ等を行った場合は、速やかに議事録を作成し、提出すること。

エ 賃借人の依頼に応じて、障害報告や導入対策会議等の打合せに参加すること。

また、賃借人が必要と判断した会議・打合せに参加すること。

なお、本会議費や出張旅費は別途請求しないこと。

8 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類

ア 実施計画書

本件が問題なく導入できるようスケジュール、課題管理、作業体制図等を記載した資料を作成すること。

イ サポート体制表

「7 (3) 問合せ対応」を行う体制、連絡先を記載した資料を作成すること。

ウ ライセンス証書

ソフトウェアの使用許諾を示すライセンス証書又はそれに代わる権利を保証する書面等がある場合は提出すること。

エ 各種資料

「7 (2) イ (ア) マニュアル等資料の提供」及び「(イ) 具体的な活用事例や効果的な活用方法の提供」の各種資料を準備すること。

また、次のとおり、提出期限までに提出すること。

提出書類等	提出期限
ア 実施計画書	契約締結後、20営業日以内
イ サポート体制表	契約締結後、20営業日以内
ウ ライセンス証書	利用開始まで
エ 各種資料	利用開始まで

(2) 提出方法

上記(1)に記載の各提出書類は、電子媒体及び紙媒体で提出すること。

なお、電子データが無い場合は、紙媒体のみ提出すること。

(3) その他

成果物、作成した資料及びその著作権は賃借人の所有とする。ただし、賃貸人及び第三者が、本契約以前より権利を保有していたものは、賃貸人及び第三者に帰属する。

9 セキュリティ対策

(1) 認証規格等の取得要件

学習支援ソフトウェアを提供する事業者又は当該ソフトウェアのクラウド基盤を提供する事業者は、ISO/IEC27001を取得していること。

(2) アクセスログ等の記録の提供及び報告

賃貸人又は学習支援ソフトウェアを提供する事業者は、賃借人が求めた場合、学習支援ソフトウェアのアクセスログやその統計情報を速やかに提供すること。

(3) 不正プログラム対策

学習支援ソフトウェアは、ソフトウェアの稼働環境及び開発・テスト環境において、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じられているとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保たれていること。

(4) 権限管理等

学習支援ソフトウェアは、アクセス権限のない者が利用できないよう制限する機能を有す

ること。

(5) 情報資産の取り扱い

ア 学習支援ソフトウェアで取り扱う保有個人情報、必要最低限の情報に限定されていること。

イ 学習支援ソフトウェアは、貸借人の所掌する情報資産の保護（データバックアップを含む）に関して、万全を期すよう設計及び運用されていること。

ウ 学習支援ソフトウェアは、機密性、可用性及び完全性を維持するために必要な技術的・物理的・人的セキュリティ対策が適切に行われていること。

(6) その他

ア データセンターは日本国内に立地していること。又は学習支援ソフトウェアにおいて扱う情報資産等について、日本の法令が適用されること。

イ インターネットを経由する全ての通信に対し、暗号化等のセキュリティ対策を行っていること。

ウ サービス利用契約終了後は、速やかに保有データの消去を行うこと。消去においては、復元不可能な状態にすること。

1 0 機密保護・個人情報保護

(1) 貸貸人及び学習支援ソフトウェアを提供する事業者は、本件の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

なお、契約の終了又は解除後も同様とする。また、成果物（本件の過程で得られた記録等を含む。）を貸借人の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。

(2) 貸貸人及び学習支援ソフトウェアを提供する事業者は、本件の遂行のために貸借人が提供した資料、データ等を業務以外の目的で使用しないこと。

(3) 貸貸人及び学習支援ソフトウェアを提供する事業者は、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

(4) 貸貸人及び学習支援ソフトウェアを提供する事業者は、本件に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

(5) 貸貸人及び学習支援ソフトウェアを提供する事業者は、JIS Q 15001(プライバシーマーク)を取得していること。

1 1 本件に係る費用

貸貸人は、本件の履行に係る一切の費用を負担するものとする。

なお、仕様書に明示されていない事項であっても、本件を実施するうえで当然必要なものは、貸貸人の負担で行うこと。

1 2 支払条件

年度ごとの支払とし、締日は各年度の最終月の末日とする。

1 3 不適合責任

本学習支援ソフトウェアの利用開始後 1 年の間に、正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達しないことが判明した場合、又は設計ミスによる不良・不具合が判明した場合において、賃借人が要求したときは、無償で対応すること。

1 4 賠償責任

賃貸人の責に帰すべき事由により、賃借人又は第三者に損害を与えた場合には、賃貸人がその損害を賠償すること。

1 5 法令等の遵守

賃貸人は、本件の遂行にあたり次に掲げる法令等を遵守すること。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- (3) 文部科学省学習指導要領
- (4) 文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 7 年 3 月）」

1 6 疑義

本仕様書に定めなき事項又は疑義が生じた場合は、賃借人と協議の上、決定すること。